

平成 19 年 5 月 25 日掲載

基本協定書（案）の変更箇所新旧対照表

該当箇所	変更前(H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
P 2 第 6 条 3 ( 1 )	第 3 条の規程に違反し、又は乙が構成事業者である	第 3 条の規定に違反し、又は代表企業若しくは構成企業が構成事業者である
別紙 1 様式名	別紙 1	別紙 1 ( 第 3 条、第 7 条関係 )
別紙 1 本文	狭山市立第一学校給食センター更新事業契約 ( 以下「本契約」という。 )	狭山市立第一学校給食センター更新事業に係わる事業契約 ( 以下「本契約」という。 )
別紙 1 1	商法 ( 明治 32 年法律第 48 号 ) 上の	会社法 ( 平成 17 年法律第 86 号 ) 上の
別紙 1 2 ( 2 )	当社らの保有する事業者の株式の総数は	本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は
別紙 1 2 ( 3 )	当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は	本日時点における当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は
別紙 1 署名欄	( 住所 ) [ ] 会社 ( 協力企業 ) 代表取締役 印	( 削る )
別紙 2 様式名	別紙 2	別紙 2 ( 第 7 条関係 )
別紙 2 本文	狭山市立第一学校給食センター更新事業契約 ( 以下「本契約」という。 )	狭山市立第一学校給食センター更新事業に係わる事業契約 ( 以下「本契約」という。 )

該当箇所のページ、章・節等の番号は、変更後のものを示しています。